令
 和
 7
 年
 9
 月

 大
 東
 市
 議
 会

 定
 例
 月
 議
 会
 議
 案

 (
 追
 加
 )

提出

令和7年9月25日

## も く じ

認定第	1号	令和6年度大東市一般会計歳入歳出決算について	- 別冊
認定第	2号	令和6年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につい	
		T	- 別冊
認定第	3号	令和6年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に	
		ついて	- 別冊
認定第	4号	令和6年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につい	
			- 別冊
認定第	5号	令和6年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について	- 別冊
認定第	6号	令和6年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算	
		について	- 別冊
認定第	7号	令和6年度大東市2駅周辺整備事業特別会計歳入歳出決算に	
		ついて	- 別冊
認定第	8号	令和6年度大東市移管市営住宅事業特別会計歳入歳出決算に	
		ついて	- 別冊
認定第	9号	令和6年度大東市水道事業会計決算について	- 別冊
認定第1	0号	令和6年度大東市下水道事業会計決算について	- 別冊
報告第1	1号	令和6年度決算における健全化判断比率について	- 1
報告第1	2号	令和6年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率に	
		ついて	- 2
報告第1	3号	令和6年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率	
		について	- 3

## 報告第11号

令和6年度決算における健全化判断比率について

令和6年度決算における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月25日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく健全化判断比率について (単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	2.6	_
(11.99)	(16.99)	(25.0)	(350.0)

- ※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担 比率については算出されないため、「一」と表している。
- ※()内は、本市における早期健全化基準である。

## 報告第12号

令和6年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率について

令和6年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の 意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金 不足比率について

資金不足比率(%)	備考
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令
_	(平成19年政令第397号) 第17条第1号の規
	定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「一」と表している。

## 報告第13号

令和6年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率について

令和6年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の 意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月25日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資 金不足比率について

資金不足比率(%)	備  考
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令
_	(平成19年政令第397号) 第17条第1号の規
	定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「一」と表している。

印刷物番号

7 - 47